

秋田県高等学校文化連盟規約

第 1 章 総 則

(名称・事務局)

第 1 条 本連盟は、秋田県高等学校文化連盟と称し、事務局を会長所在の学校に置く。

(目 的)

第 2 条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、県内高等学校における文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 高等学校文化活動に関する調査・研究
2. 文化に関する研修会・講習会・鑑賞会等の開催
3. 高等学校に関する諸文化行事の開催
4. 全国高等学校総合文化祭等への派遣
5. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

(組 織)

第 4 条 本連盟は、県内の公私立高等学校（特別支援学校高等部を含む）をもって組織する。

- 2 県内を3地区（県北・中央・県南）に区分し、各地区に支部を置く。その規定は別に定める。

(専門部会)

第 5 条 本連盟に、別表の部会を置き、その規定は別に定める。

第 2 章 機 関

(機 関)

第 6 条 本連盟に次の機関を置く。

1. 評議員会 2. 理事会 3. 常任理事会 4. 部会
5. 支部 6. 事務局

(評議員会)

第 7 条 評議員会は、各学校の校長をもって構成し、次の事項を審議決定する。

1. 役員の選出 2. 規約の改廃 3. 部会の設置・改廃
4. 事業計画の承認 5. 予算の議決 6. 決算の承認
7. その他必要な事項

- 2 評議員会は、会長がこれを招集する。

(理 事 会)

第 8 条 理事会は、会長・副会長・部会長・部会委員長およびその他の理事で構成し、重要事項を審議し、評議員会に提出する。また、評議員会の決議に基づき、会務を処理するとともに報告するものとする。

2 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

(常任理事会)

第 9 条 常任理事会は、理事会で選出された理事で構成し、会務の企画にあたる。

2 常任理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

(部 会)

第 10 条 部会は、部会長・部会委員長およびその他の教職員をもって構成し、部会の運営にあたる。

(支 部)

第 11 条 支部は、支部長・支部理事長・支部事務局長およびその他の教職員をもって構成し、支部の運営にあたる。

(事 務 局)

第 12 条 事務局は、事務局長および庶務・会計の事務局員で構成し、連盟の事務を処理する。

(会 議)

第 13 条 各機関の会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとし、委任状は、これを認める。

2 議決は、出席者の過半数による。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 14 条 本連盟に、次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 3 名（支部長を兼務）、評議員若干名、理事長 1 名、理事若干名、常任理事若干名、監事 3 名、顧問若干名。

(役員等の選出)

第 15 条 役員等の選出は、次の方法による。

1. 会長、副会長、部会長および監事は、評議員会で選出する。
2. 理事は、各部会長、各部会委員長が兼ね、他に各校代表教員 1 名および会長の指名するもの若干名は評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 理事長および常任理事は、理事会で選出し、評議員会の承認を得る。
4. 顧問は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
5. 事務局長および事務局員は、会長が委嘱する。

2 役員の兼任は妨げない。

(役員等の職務)

第 16 条 役員等の職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 評議員は、本連盟の事業等の審議にあたる。
4. 部会長は、各部会を代表し、会務を統括する。
5. 理事長は、理事会を統括し、会務を処理する。

6. 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
7. 常任理事は、常任理事会を組織し会務を処理する。
8. 監事は、会計を監査する。
9. 顧問は、会長の諮問に応じる。
10. 事務局長は、連盟の事務を処理する。

(役員の任期)

第 17 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 計

(経 費)

第 18 条 本連盟の経費は、加盟校の負担金・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 19 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。

(会計経理)

第 20 条 本連盟の会計は、別に定める秋田県高等学校文化連盟会計規定による。

第 5 章 付 則

第 21 条 この規約は、昭和 5 8 年 6 月 1 日から施行する。

昭和 6 0 年 5 月 9 日改訂。

平成 2 年 5 月 1 5 日改訂。

平成 8 年 5 月 3 0 日改訂。

令和 5 年 5 月 1 9 日改訂。

○別 表

専門部会

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、 マーチングバンド・バトントワリング、美術工芸、書道、写真、放送、囲碁、 将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学、茶・華道、情報、 無線

令和 5 年 5 月改訂

秋田県高等学校文化連盟会計規定

秋田県高等学校文化連盟規約第 20 条により、会計規定を次のとおり定める。

第 1 条 負担金は、毎年 5 月 15 日までに納入する。

負担金は、5 月 1 日現在にて在籍する各校生徒、年間 1 人 800 円とし、他に第 1 学年生徒は入会金 500 円とする。ただし、定時制課程等および特別支援学校高等部生徒については、年間 1 人 200 円、入会金 200 円とする。

第 2 条 部会事業費は、予算の範囲内で配当する。

第 3 条 本県高等学校文化活動に貢献するものに対して、研究調査費を補助する。

第 4 条 全国高等学校総合文化祭等に、県代表として参加する生徒に対し、旅費を補助する。

付 則

本規定は、昭和 58 年 6 月 1 日より施行する。

平成 4 年 7 月 16 日改訂。

平成 11 年 6 月 9 日改訂。

平成 19 年 5 月 18 日改訂。

平成 28 年 5 月 15 日改訂。

令和 7 年 5 月 15 日改訂

秋田県高等学校文化連盟専門部会規定

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 専門部会は、秋田県高等学校文化連盟〇〇部会と称する。

第 2 条 各専門部会の事務局は、それぞれの委員長所在の学校に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 専門部会は、秋田県高等学校文化連盟規約に基づき、高等学校における文化活動の健全なる発達を図ることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 専門部会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 高文連専門部会及び関係団体との連絡。
2. 当該部会の企画並びに運営。
3. その他目的達成に必要な事項。

第 4 章 組織及び役員

第 5 条 専門部会は、秋田県高等学校文化連盟規約第 5 条及び第 6 条により組織する。

第 6 条 専門部会に、次の役員を置く。

1. 部会長 1 名
2. 委員長 1 名（常任理事を兼務）
3. 委員 若干名

第 7 条 部会長は、評議員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第 8 条 委員長は、委員会において委員中より選出する。

委員長は、会務を執行する。

第 9 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

第 10 条 委員会は、部会の決議機関であり、部会長がこれを招集する。

付 則

第 1 項 本規定は、評議員会の議決によらなければ変更することができない。

第 2 項 本規定は、昭和 60 年 5 月 9 日より施行する。

秋田県高等学校文化連盟支部規定

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 支部は、秋田県高等学校文化連盟〇〇支部と称する。

第 2 条 各支部の事務局は、副会長（支部長を兼務）所在の学校に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 支部は、秋田県高等学校文化連盟規約に基づき、高等学校における文化活動の健全なる発達を図ることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 支部は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 秋田県高等学校総合文化祭及び関連事業の企画並びに運営。
2. 支部主催事業の企画並びに運営。
3. その他目的達成に必要な事項。

第 4 章 組織及び役員

第 5 条 支部は秋田県高等学校文化連盟規約第 4 条及び第 6 条により組織する。

第 6 条 支部に次の役員を置く。

1. 支 部 長 1 名
2. 支部理事長 1 名（常任理事を兼務）
3. 支部事務局長 1 名（常任理事を兼務）
4. 支部事務局員 若干名

第 7 条 支部長は、副会長が兼務する。

第 8 条 支部理事長は、支部理事中より選出する。支部理事長は、会務を執行する。
支部事務局長及び事務局員は、支部長が委嘱する。

第 9 条 役員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

第 10 条 支部理事会は、支部の決議機関であり、支部長がこれを招集する。

付 則

本規定は、平成 8 年 5 月 30 日より実施する。

秋田県高等学校文化連盟表彰規定

第 1 条 本連盟は、次の事項に該当するものを、表彰することができる。

1. 役職員

- (1) 本連盟のため著しく功労のあったもの。
- (2) その他特別な場合は別にこれを審議する。

2. 生徒会員

次の事項に該当するもので、品行、学業を考慮し、当該評議員より県高校文化連盟会長に推薦されたもの。

- (1) 高等学校在学中、全国的な大会等で、優秀な成果をあげた個人及び団体。
- (2) その他特に顕著な成果をあげた個人及び団体。
- (3) その他特別な場合は別にこれを審議する。

第 2 条 被表彰者の選考は、各部会委員長から推薦されたものを本連盟常任理事会で審議し、会長の承認を得たのち当該評議員より推薦を受けることとする。

第 3 条 被表彰者に対しては、その功労を讃えて感謝状又は表彰状と記念品を贈る。

第 4 条 役職員の表彰は、次年度評議員・理事合同会議で行う。

生徒会員の表彰は、当該年度内にそれぞれの学校で行う。

第 5 条 本規定に定めるものの他必要な事項については別に定める。

付 則

本規定は、昭和60年5月9日より施行する。

平成8年5月30日改訂。

平成20年2月14日改訂。